

日本税政連

発行所
日本税理士
政治連盟
東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館(〒141-0032)
電話 03(5435)0910
定価 1部100円
編集発行人
小島 善弘

税理士政治連盟会員の購読料は会費の中に含まれます。

税制改正法案が成立

3月28日、参議院本会議で「所得税法等の一部を改正する法律案」等が賛成多数で可決され、同法案は成立した。(関連記事6面)

令和5年度税制改正法案は、昨年12月23日に閣議決定され、所得税法等の一部を改正する法律案が2月3日に、地方税法等の一部を改正する法律案が2月7日にそれぞれ衆議院に提出され、2月28日に衆議院本会議で可決、3月7日に参議院財政金融委員会に付託され、3月28日に参議院本会議において参議院財政金融委員長から委員会における法案審査についての報告があった後、税制改正法案が採決され、賛成多数で可決・成立した。

令和5年度税制改正法案にはインボイス制度に係る見直し、納税環境整備として電子取引の取引情報に係るデータ保存制度の見直しなど税理士の業務に影響のある改正項目が多く盛り込まれている。特にインボイス制度は今年10月から制度が直しが導入された。

また、今回の法改正では特定非常災害による損失に係る雑損控除の繰越期間の延長が明記されており、控除の順番についてはインボイス導入に関する質疑が行われた。2月10日には、末松義規議員(立民・東京19区)が質疑に立ち、インボイス制度が中小零細の免税事業者へ与える影響(事務処理の煩雑さ・商取引からの排除)を訴えた、また制度導入後の税務調査のあり方についても、制度が売上税額の2割に軽減する(3年間)、②課税売上高1億円以下の事業者が行う1万円未満の課税仕入れがこれまで通り帳簿記載のみで仕入税額控除が可能になるといった負担軽減措置が導入された。また特定非常災害による住宅・家財等の損失について1年間で控除しきれない損失額の繰越控除期間を現行の3年間に5年間に延長する控除期間の見直しも導入された。

また、今回の法改正では特定非常災害による損失に係る雑損控除の繰越期間の延長が明記されており、控除の順番についてはインボイス導入に関する質疑が行われた。2月10日には、末松義規議員(立民・東京19区)が質疑に立ち、インボイス制度が中小零細の免税事業者へ与える影響(事務処理の煩雑さ・商取引からの排除)を訴えた、また制度導入後の税務調査のあり方についても、制度が売上税額の2割に軽減する(3年間)、②課税売上高1億円以下の事業者が行う1万円未満の課税仕入れがこれまで通り帳簿記載のみで仕入税額控除が可能になるといった負担軽減措置が導入された。また特定非常災害による住宅・家財等の損失について1年間で控除しきれない損失額の繰越控除期間を現行の3年間に5年間に延長する控除期間の見直しも導入された。

また、今回の法改正では特定非常災害による損失に係る雑損控除の繰越期間の延長が明記されており、控除の順番についてはインボイス導入に関する質疑が行われた。2月10日には、末松義規議員(立民・東京19区)が質疑に立ち、インボイス制度が中小零細の免税事業者へ与える影響(事務処理の煩雑さ・商取引からの排除)を訴えた、また制度導入後の税務調査のあり方についても、制度が売上税額の2割に軽減する(3年間)、②課税売上高1億円以下の事業者が行う1万円未満の課税仕入れがこれまで通り帳簿記載のみで仕入税額控除が可能になるといった負担軽減措置が導入された。また特定非常災害による住宅・家財等の損失について1年間で控除しきれない損失額の繰越控除期間を現行の3年間に5年間に延長する控除期間の見直しも導入された。

また、今回の法改正では特定非常災害による損失に係る雑損控除の繰越期間の延長が明記されており、控除の順番についてはインボイス導入に関する質疑が行われた。2月10日には、末松義規議員(立民・東京19区)が質疑に立ち、インボイス制度が中小零細の免税事業者へ与える影響(事務処理の煩雑さ・商取引からの排除)を訴えた、また制度導入後の税務調査のあり方についても、制度が売上税額の2割に軽減する(3年間)、②課税売上高1億円以下の事業者が行う1万円未満の課税仕入れがこれまで通り帳簿記載のみで仕入税額控除が可能になるといった負担軽減措置が導入された。また特定非常災害による住宅・家財等の損失について1年間で控除しきれない損失額の繰越控除期間を現行の3年間に5年間に延長する控除期間の見直しも導入された。

主な内容

- 記事・国会議員が無料相談会場視察 2面
- 記事・日本維新の会がインボイス勉強会を開催 3面
- 特集・税務相談会場を国会議員ら視察 4~5面
- 特集・国会会議録(税制改正) 6面

お知らせ
「日本税政連」5月号は、6月号との合併号とし、6月1日に発行します。

針葉樹
2月3月の超繁忙期を乗り越え、桜が咲き、春爛漫の4月になった。確定申告期は、所得控除について考える時期でもある▼子ども手当(平成24年4月から「児童手当」)の創設に伴い、年齢16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)に対する扶養控除が廃止された。児童手当があるからといって、手のかかる子供が対象ではないことに、違和感を持つのは私だけだろうか▼私の事務所には子供のいる職員がいる。子供が生まれた時は、保育所に入れるかどうかで気をもみ、小学生になったら、放課後の児童クラブ(学童)には入れるかという難関が待ち受けている。希望すれば誰でも入れるのかと思っていたら、毎年学年ごとの抽選だそうだ▼姉妹がいる場合、下の子は無事クリアしても、上の子が外れた場合どうするのだろうか。特に夏休みが大変だ。小学生を昼間家に1人残し、両親は仕事で外出、これは人権問題ではないだろうか▼岸田総理の異次元の少子化対策は、この問題にしっかり予算をつけて解決していただきたい。子育て中の職員がいる所長からのお願いです。(大内)

令和5年 各税政連の定期大会日程表(予定)

税政連名	開催日	場所
東京	9月20日(水)	新宿区・京王プラザホテル東京
東京地方	8月2日(水)	横浜市・横浜ベイホテル東急
千葉県	7月14日(金)	千葉市・オークラ千葉ホテル
関東信越	7月3日(月)	千代田区・ザ・キャピトルホテル東急
近畿	9月8日(金)	大阪市・帝国ホテル大阪
北海道	9月1日(金)	札幌市・センチュリーロイヤルホテル
東北	9月4日(月)	仙台市・ホテルメトロポリタン仙台
名古屋	6月9日(金)	名古屋市・名古屋東急ホテル
東海	9月9日(土)	津市・ホテルグリーンパーク津
北陸	9月15日(金)	金沢市・ホテル金沢
中国	9月16日(土)	岡山市・ホテルグランヴィア岡山
四国	9月22日(金)	松山市・ANAクラウンプラザホテル松山
九州北部	6月16日(金)	福岡市・ホテル日航福岡
南九州	6月22日(木)	熊本市・ホテル日航熊本
沖縄	7月予定	那覇市・パシフィックホテル沖縄

新型コロナウイルス感染症対策のため、会場等変更する場合がありますので各税政連にご確認ください

開催日	内容
4月1日	改正税法施行の任期满了
4月8日	統一地方選(前半戦)投票
4月9日	統一地方選(後半戦)投票
4月23日	G7広島サミット
5月19日	通常国会期末
6月21日頃	日本税理士会連合会定期総会
7月27日	日本税理士政治連盟定期大会
9月28日	日本税理士大会
12月中旬	税制改正大綱決定

予定される今後の主な政治等の日程

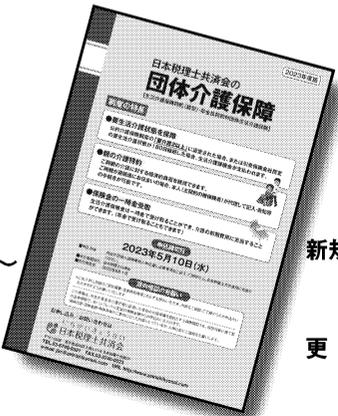
日税政は引き続き日税連と連携のうえ税制改正要望の実現に積極的に対応する。

☆おすすめポイント☆

親介護特約で親の介護への備えにも!

団体介護保障

- ・税理士本人と配偶者に加え、特約付加で親も加入できます。
- ・要介護2以上の認定で
本人・配偶者: 生活介護保険金 400万円~
親介護特約: 一時金で100万円~の給付となります。
- ・詳しくはパンフレットをご覧ください



新規加入: 本人・配偶者 70才まで
親 85才まで
更新: 本人・配偶者 80才まで
親 85才まで

次の世代に
つなげていきたいもの
それは、
税理士どうしの助け合い

新規加入申込受付中!

申込〆切: 5月10日(水)

詳細のお問合せ
お申込みは

にちげいきょうさい
日本税理士共済会
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321
FAX 03-5740-0323
e-mail: jim@zeirishikyosai.com

ホームページはこちらから
http://www.zeirishikyosai.com
税理士共済会 検索

日本維新の会 インボイス勉強会に出席 議員との意見交換、活発に



日税政役員は1月19日(館ヶ代田区)で、日本進議員連盟主催のインボイス制度に係る勉強会に出席した。写真。

谷川国対委員長よりインボイス制度の資料を基に消費税法の仕組みから、令和5年度税制改正大綱に明記された経過措置や負担の軽減措置について議員への説明を行った。

説明後の質疑では、日税政からは吉川裕一幹事長、田達満財務委員長、秋山典久政策委員長、長谷川隆史国対委員長が出席し、維新の会からは、美延映夫会長(維新・大阪4区)、池下卓幹事長(維新・大阪10区)他議員が出席した。

勉強会では、まず長瀬の防衛費の増税の話が加藤明良・参・茨城選挙区瀬戸隆一衆・比例四国

溪流

確定申告の忙しい時期が終わってほっとしたところで、この原稿を書いている。毎年税理士は、3月15日までは多忙で大変な職業であると感じている。コロナ禍の2年間は、申告期限が4月15日まで延長となっていた。令和5年度の税制改正要望の主な建議・要望項目の所得税として5番目の建議項目である年末調整・確定申告期間の1ヶ月うしろ倒しについても、各国会議員に改正の陳情要望を行った。

年末調整・確定申告期間を1ヶ月後ろにずらせる可能性は

1ヶ月後ろにずらせる可能性は

年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を1ヶ月後ろにずらす要望とは、年末調整はその年の最後の給与支払時に行うが、配偶者や扶養親族の所得が確定していないことや新規で、中小企業の事業者は、

所得税の確定申告に影響が及ぶことから、確定申告期間についても1ヶ月後ろに期間を延長するようにし、同時に消費税についても申告期限を4月15日とすべきである旨の要望である。

年末調整の事務は、雇用主である事業者が行うの

(谷)

地方短訊

税理士による本庄さとし後援会が設立総会を開催

千葉県税理士政治連盟

12月26日、吉里 柏 深田真吾千葉税政連副別郎(柏市)において、税理士による本庄さとし後援会(立民・千葉8区)の設立総会が開催された。写真。

総会は、湯本和俊発起人の司会で始まり、当日は来賓として、鈴木隆夫発起人が議長



東京地方税理士政治連盟がホームページ開設

東京地方税理士政治連盟は1月10日、ホームページを開設しました。写真はトップページ。日税政ホームページにあるリンクからもアクセスできます。東京地方税理士政治連盟ホームページ(URL): <https://tochi-zeiseiren.jp/>



新型コロナ5類へ移行、マスクも個人判断。周りの目が気になって……。



立総会は終了した。

引き続き懇親会が行われ、和やかな雰囲気の中、盛会のうちに設立総会は終了した。

その後、本庄知史議員から後援会設立の謝意と今後の議員活動の抱負が述べられ、来賓からの祝辞を賜り、総会は終了した。

後援会設立の経緯と本庄知史議員のプロフィールが紹介され、設立及び規約案の可決承認、役員、会計幹事及び幹事の選出、令和4年度事業計画及び予算案が可決承認され、後援会長に宮坂弘之議員、幹事長に湯本和俊議員が選任された。

その後、本庄知史議員から後援会設立の経緯と本庄知史議員のプロフィールが紹介され、設立及び規約案の可決承認、役員、会計幹事及び幹事の選出、令和4年度事業計画及び予算案が可決承認され、後援会長に宮坂弘之議員、幹事長に湯本和俊議員が選任された。

後援会設立の経緯と本庄知史議員のプロフィールが紹介され、設立及び規約案の可決承認、役員、会計幹事及び幹事の選出、令和4年度事業計画及び予算案が可決承認され、後援会長に宮坂弘之議員、幹事長に湯本和俊議員が選任された。

退職金対策、考えていますか?!

ぜいたいきょうは、1983年(昭和58年)の設立以来、税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度運営を通じて、皆様の繁栄を応援しています。

退職金のことなら

ぜいたいきょう

にお任せください!

安心できる退職金制度は?
関与先にも紹介したい...

えっ?
複利で2%!!?

会員
急増中!

税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための
ぜいたいきょうの「特定退職年金共済制度」は...

- ✓ 満65歳未満までOK!
- ✓ 関与先の皆様もご契約できます
- ✓ 複利はなんと2%!!!
- ✓ 掛金は全額必要経費、または損金に計上
- ✓ 月額3,000円から確かな保証!
- ✓ 充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意)

より分かりやすくリニューアル!

検索



越智隆雄議員(中央)



平将明議員(左3人目)



松島みどり議員(中央)



下村博文議員(右3人目)



小田原潔議員(中央)



石原宏高議員(左3人目)



山田美樹議員(前列中央)



長島昭久議員(中央)



高木啓議員(中央)



平沢勝栄議員(右3人目)



伊藤達也議員(右3人目)



秋生田光一議員(左)



松原仁議員(右2人目)



辻清人議員(中央)



海江田万里議員(前列中央)



本庄知史議員(左2人目)



田中和徳議員(左2人目)



古川直季議員(右2人目)



笠浩史議員(左2人目)

税理士の役割をPR

税務相談会場を国会議員ら視察

毎年、所得税の確定申告期間中、各税政連と税理士による後援会は、関係国会議員を税務相談会場に案内し、税務支援の実情を説明している。

過去2年間、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、多くの国会議員が視察を取りやめる状況が続いてきたが、今回の税務支援視察では期間中に多数の国会議員が相談会場を視察し、税理士会の行う社会貢献活動に対し理解を深めた。

各単位税政連から寄せられた国会議員による税務支援視察の様相を掲載する。(敬称略、実施日順)

東京税理士政治連盟

研修室

小田原潔議員(自民・東京21区) 1月25日、多摩市役所 西会議室

下村博文議員(自民・東京11区) 1月26日、板橋区・常盤台地域センター

松島みどり議員(自民・東京14区) 1月30日、墨田区・みどりのコミュニティセンター4F

平将明議員(自民・東京4区) 1月31日、大田区・大森東特別出張所

越智隆雄議員(自民・比例東京) 2月2日、世田谷区・三茶しゃれなど／梅丘パークホール

平沢勝栄議員(自民・東京17区) 2月3日、葛飾区・金町地区センター

高木啓議員(自民・比例東京) 2月3日、北川・北とびあ7階第1区

松原仁議員(立民・東京3区) 2月7日、品川区・スクエア荏原

森英介議員(自民・千葉市生涯学習センター)

大田区領町集会所

秋生田光一議員(自民・東京24区) 2月13日、八王子区役所

伊藤達也議員(自民・東京22区) 2月14日、狛江市市民センター地下ホール

東京地方税理士政治連盟

笠浩史議員(立民・神奈川県) 2月2日、奈川9区) 2月2日、川崎市・多摩区役所

古川直季議員(自民・神奈川県) 2月7日、横浜市中区・旭公会堂

田中和徳議員(自民・神奈川県) 2月7日、神奈川10区) 2月7日、川崎市・幸区役所

千葉県税理士政治連盟

本庄知史議員(立民・千葉県) 1月27日、柏市さわやかちば県民プラザ

門山宏哲議員(自民・比例南関東) 1月31日、千葉市生涯学習センター

豊田俊郎議員(自民・千葉選挙区) 2月2日、千葉市勝田台文化センター

野田佳彦議員(立民・千葉4区) 2月2日、船橋市フェリスビル

谷田川元議員(立民・比例南関東) 2月2日、香取市役所

小西洋之議員(立民・千葉選挙区) 2月3日、船橋市フェリスビル

櫻田義孝議員(自民・比例南関東) 2月6日、柏市光ヶ丘近隣センター

長浜博行議員(無所属・千葉選挙区) 2月6日、柏市光ヶ丘近隣センター

奥野総一郎議員(立民・千葉9区) 2月10日、印西市役所

関東信託税理士政治連盟

松山市民文化センター大会議室
大島敦議員(立民・埼玉6区) 2月22日、上尾税務署
尾税務署
三ツ林裕己議員(自民・埼玉14区) 2月24日、春日部税務署
若林健太議員(自民・長野1区) 2月24日、長野市若里市民ホール

北海道税理士政治連盟
道下大樹議員(立民・北海道1区) 2月4日、札幌市・藤野地区センター
東国幹議員(自民・北海道6区) 2月18日、旭川市・旭川アトホテル
稲津久議員(公明・北海道10区) 2月18日、岩見沢市・岩見沢市民会館まなみーる

神谷裕議員(立民・比例北海道) 2月18日、岩見沢市・岩見沢市民会館まなみーる
北陸税理士会館
宮本周司議員(自民・石川1区) 2月4日、北陸税理士会館
石川1区) 2月4日、北陸税理士会館

福井県税理士会館
福井1区) 2月18日、福井県税理士会館
滝波宏文議員(自民・福井選挙区) 2月18日、福井県税理士会館
福井県税理士会館
福井県税理士会館

山本佐知子議員(自民・三重選挙区) 2月13日、桑名税務署
今枝宗一郎議員(自民・愛知14区) 2月17日、蒲郡市民体育センター
／豊川市文化会館／2月19日、豊川市勤労福祉会館／蒲郡市区役所
城内実議員(自民・静岡7区) 2月20日、新居地域センター／浜松市天竜区役所

宮澤博行議員(自民・比例東海) 2月20日、富山県民会館
佐々木紀議員(自民・石川2区) 2月23日、アル・プラザ小松
富山県民会館
富山1区) 2月23日、富山県民会館
富山県民会館

国会議員による税務支援視察は次号にも掲載します。



谷田川元議員(左2人目)



野田佳彦議員(左3人目)



豊田俊郎議員(右2人目)



森英介議員(左2人目)



門山宏哲議員(中央)



牧原秀樹議員(中央)



奥野総一郎議員(右)



長浜博行議員(中央)



櫻田義孝議員(右2人目)



小西洋之議員(中央)



東国幹議員(左2人目)



道下大樹議員(中央)



若林健太議員(左3人目)



大島敦議員(中央)



山口晋議員(左2人目)



亀岡偉民議員(右)



土井亨議員(中央)、秋葉賢也議員(右3人目)



和田義明議員(右4人目)



神谷裕議員(中央)



稲津久議員(右2人目)



石原正敬議員(中央)



勝俣孝明議員(左)



塩谷立議員(左)



八木哲也議員(右)



井林辰憲議員(右3人目)



伊藤渉議員(右)



城内実議員(中央)



今枝宗一郎議員(中央)



山本佐知子議員(中央)



根本幸典議員(中央)



小森卓郎議員(中央)



伊藤孝恵議員(右2人目)



安江伸夫議員(右)



大西健介議員(右)



小山展弘議員(右)



佐々木紀議員(左3人目)



田畑裕明議員(右2人目)



西田昭二議員(右2人目)



稲田朋美議員(中央)



宮本周司議員(右2人目)

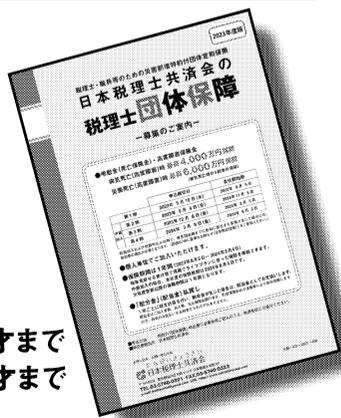
次の世代に
つなげていきたいもの
それは、
税理士どうしの助け合い

新規加入申込受付中!

申込メ切:5月10日(水)

災害死亡時最高6000万円の保障

税理士 団体保障



新規加入:70才まで
更 新:80才まで

☆おすすめポイント☆

- ・税理士はもちろん、職員の方でも個人で加入できます。(事務所単位でもOK)
- ・死亡保険金受取人を自由に設定でき、中途での変更にもフレキシブルに対応できます。
- ・振替口座は本人名義でも法人名義でも設定できます。

詳細のお問合せ
お申込みは



にちげいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321

FAX 03-5740-0323

e-mail:jim@zeirishikyosai.com

ホームページはこちら



http://www.zeirishikyosai.com

税理士共済会

検索



——— 会社の未来に不安を抱える関与先の力に! ———

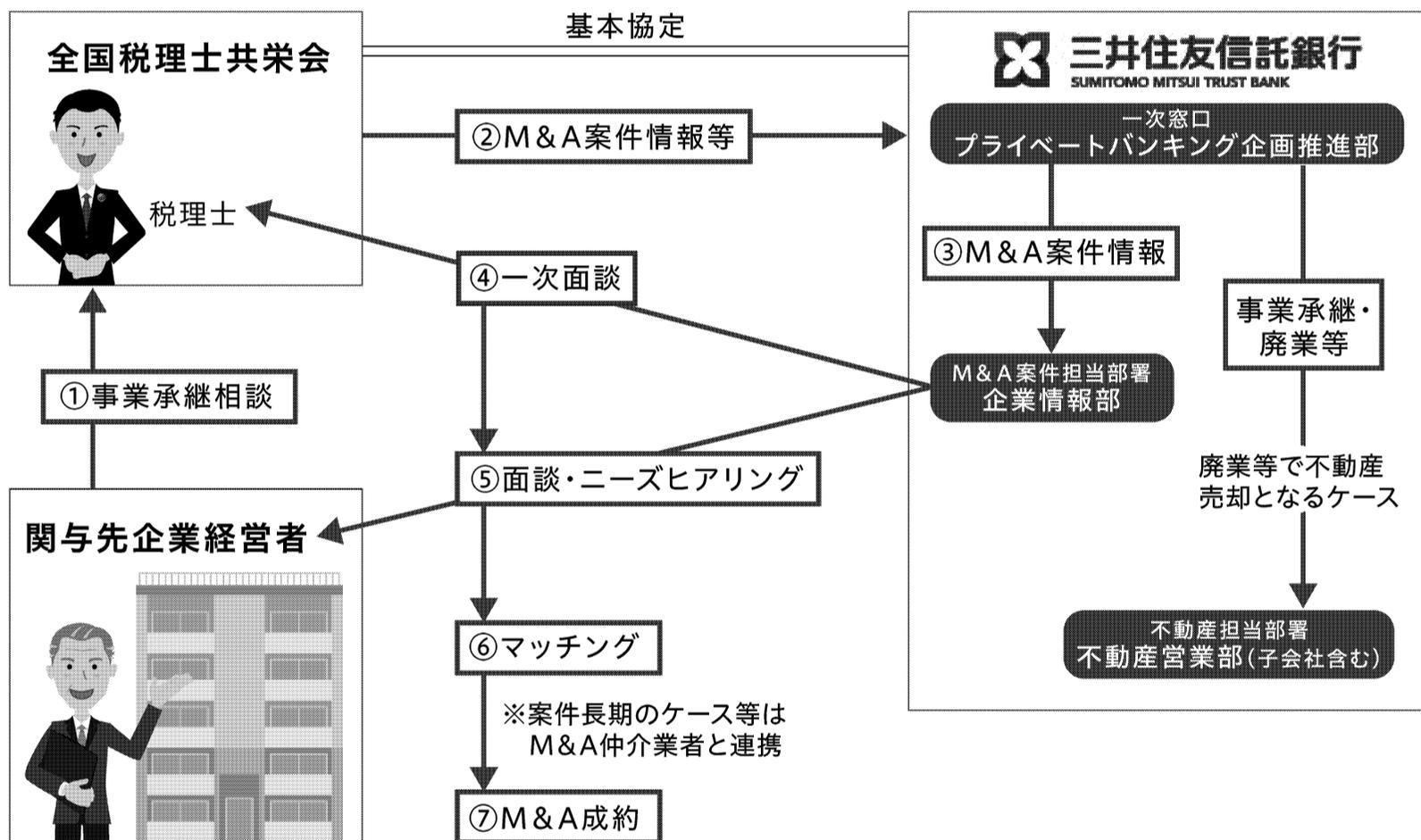
M & A 等 全税共の事業承継顧客紹介制度

三井住友信託銀行の「事業承継(M&A等)に関する顧客紹介制度」は、M&Aのみならず、親族・従業員承継や、廃業に伴う不動産売却など、あらゆる角度から事業承継をサポートします。ぜひご利用ください。

三井住友信託銀行が全面サポート

関与先の円滑な事業承継を応援

ご相談時から、円滑な事業承継の実現に向けて顧問税理士と三井住友信託銀行が手を携えて進めて参ります。



※M&A成約時および廃業等における不動産売却時には税理士に手数料が支払われます。

本件に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行プライベートバンキング企画推進部 03-3286-8493

ご紹介に際してご留意いただきたい事項

- (1) 本制度は税理士先生からM&Aニーズをお持ちの関与先を三井住友信託銀行にご紹介いただく制度であり、同銀行の取扱商品・サービスにかかる勧誘・商品説明等は同銀行が行います。税理士先生は、お客さまに対して、三井住友信託銀行が取り扱う個別具体的な商品の勧誘や説明を行うことはできません。
- (2) ご紹介にあたっては、三井住友信託銀行への個人情報の提供について、関与先本人から事前の同意を得る必要があります。(三井住友信託銀行所定の「ご紹介票(兼同意書)」に、関与先さまのご署名をいただくことが必要です。)
- (3) 遠隔地である場合など対応できないエリアもございます。あらかじめご承知おきください。

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>

全税共

検索





税理士VIP代理店に登録されている皆さま

Z2キャンペーンが始まりました!

キャンペーン期間/2023年4月1日~12月31日

ギフトカードをプレゼント



Z2 第23回 税理士VIP代理店挙績キャンペーン

◆対象:税理士VIP代理店

◆対象契約:期間中に成立した全税共扱いの保険契約

◆その他

上記賞は重複して表彰しない。

営業職員との共同募集形態の場合は、原則として半額を計上する。

VIPの年払契約の場合は1ヶ月分(12分の1)を計上する。

全税共年金の一括払の保険料は100分の3を計上する。

◆表彰基準及び賞品

賞名	表彰基準	賞品
ドリームA賞	月額保険料 ※100万円以上	10万円 ギフトカード(商品券)
ドリームB賞	月額保険料 ※50万円以上	5万円 ギフトカード(商品券)

※期間中に成立した全税共扱い契約の初回保険料月額合計額

新たに「税理士VIP代理店」登録される方には**Z1**キャンペーン!

Z1 第24回 税理士VIP代理店推進キャンペーン

新規に代理店登録をした税理士会会員にギフトカードを贈呈!

◆対象:税理士会会員

◆期間:2023年1月1日~12月31日

◆奨励基準:期間中に税理士VIP代理店登録した方

◆賞品:ギフトカード(1万円)

● 税理士VIP代理店とは

全税共提携保険会社と代理店契約を締結した税理士で、全税共の基本理念をふまえ、主要事業であるVIP大型総合保障制度・全税共年金の拡販に努める者。

新たな収入源で事務所を元気に!

税理士VIP代理店になりませんか?

関与先に全税共扱いの保険を勧奨し、成約すると提携保険会社から代理店手数料が支払われます

税理士VIP代理店のメリット

1)事務所の収入源が拡大します

保険の成約によって提携保険会社から支払われる代理店手数料が事務所の新たな収入源になります。

2)関与先に役立つ豊富な保険知識が習得できます

VIP代理店の業務を通じて、関与先の継続的繁栄に欠かせない

①医療や年金制度など、充実した福祉制度

②円滑な事業承継

などに関する詳しい保険知識が習得できます。

3)代理店業務は保険会社がアシストするので安心

保険会社は次のサービスを通じて、VIP代理店の仕事をしっかりアシストします。

①代理店経営に関する相談窓口の開設

②保険設計に関する資料提供と支援

③保険販売ノウハウの提供と支援

など

※税理士VIP代理店になるためには、生命保険協会が実施する資格試験に合格する等、一定の要件を満たす必要があります。

税理士VIP代理店に関する詳細は、以下の提携保険会社に直接お問い合わせ下さい。

税理士VIP代理店提携保険会社 ◆朝日生命 ◆第一生命 ◆日本生命 ◆ジブラルタ生命 ◆エヌエヌ生命 ◆明治安田生命 ◆メットライフ生命 ◆住友生命
◆SOMPOひまわり生命 ◆アクサ生命 ◆富国生命 ◆三井住友海上あいおい生命 ◆オリックス生命 ◆FWD生命